		トセンシング、地理情報システム等）、地熱及び温泉並びに防災、応用鉱物、古生物、遺跡調査その他の地質の応用に関する事項
		物理探査、地化学探査、試すいその他の探査の応用地質学的解釈に関する事項
十八　生物工学部門	生物機能工学	遺伝子工学、オミクス解析、ゲノム工学、ゲノム創薬、細胞工学、食品機能工学、生殖工学、組織工学、タンパク質工学、バイオインフォマティクス、微生物・動植物細胞の探索技術、微生物・動植物細胞の育種技術、免疫工学その他の生物機能工学関連技術に関する事項
	生物プロセス工学	環境微生物利用技術、検査・診断技術、酵素工学、生体成分分析技術、生体成分分離・精製技術、生物材料工学、生物変換技術、代謝工学、ドラッグデリバリーシステム、ナノバイオテクノロジー、バイオセンサー、バイオプロセス設計・バリデーション、バイオポリマー・バイオプラスチック、バイオマス変換技術、バイオマテリアル、バイオリアクター、バイオレメディエーション、発酵工学、微生物・動植物細胞培養技術その他の生物プロセス工学関連技術に関する事項
十九　環境部門	環境保全計画	環境の現状の解析及び将来変化の予測並びにこれらの評価、環境情報の収集、整理、分析及び表示その他の環境の保全及びその持続可能な利用に係る計画に関する事項（専ら一の技術部門に関するものを除く。）
	環境測定	環境測定計画、環境測定分析、環境監視並びに測定値の解析及び評価に関する事項
	自然環境保全	生態系及び風景並びにこれらを構成する野生動植物、地形、水その他の自然の保護、再生・修復、生物多様性保全・外来種対策に関する事項
	環境影響評価	自然教育、自然に親しむ利用及びそのための施設整備に関する事項（専ら一の技術部門に関するものを除く。） 事業の計画及び実施が環境に及ぼす影響の調査、予測及び評価並びに環境保全の措置の検討及び評価に関する事項（専ら一の技術部門に関するものを除く。）
二十　原子力・放射線部門	原子炉システム・施設	原子炉物理、原子炉及び原子力発電プラントの設計、製造、建設、運転管理及び保守検査並びに品質保証、安全性の確保・向上、高経年化対策、過酷事故対策、原子力防災、核セキュリティ、原子炉の廃止措置（過酷事故後の措置を含む。）、核融合炉その他の原子炉システム・施設に関する事項
	核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分	核燃料の濃縮及び加工、使用済燃料の再処理、輸送及び貯蔵、放射性廃棄物の処理及び処分、保障措置、核セキュリティ、核燃料サイクルシステムの安全性の確保・向上、過酷事故対策及び廃止措置並びに原子炉の過酷事故後の燃料・放射性廃棄物の処理及び処分その他の核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分に関する事項
	放射線防護及び利用	放射線の物理、化学及び生物影響、計測に関する事項 遮蔽、線量評価、放射性物質の取扱い、放射線の健康障害防止及び被曝低減その他の放射線防護に関する事項 工業利用、農業利用、医療利用、加速器その他の放射線利用に関する事項

○農林水産省告示第二千百六十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エフロトマイシン、エンテロコッカスフェカーリス、エンテロコッカス　フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β―グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム　ブチリカム、クロルテトラサイクリン、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ	三　亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エフロトマイシン、エンテロコッカスフェカーリス、エンテロコッカス　フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β―グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム　ブチリカム、クロルテトラサイクリン、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、デコキネート、ナイカルバジン、

附　則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。